

国立研究開発法人国立環境研究所組織規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 1 号
平成 22 年 4 月 12 日 一部改正 平成 23 年 3 月 31 日 一部改正
平成 23 年 7 月 8 日 一部改正 平成 24 年 3 月 22 日 一部改正
平成 24 年 9 月 7 日 一部改正 平成 25 年 3 月 27 日 一部改正
平成 26 年 1 月 10 日 一部改正 平成 27 年 3 月 13 日 一部改正
平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 平成 29 年 3 月 23 日 一部改正
平成 30 年 3 月 15 日 一部改正 平成 30 年 11 月 9 日 一部改正
平成 31 年 3 月 26 日 一部改正 令和 3 年 3 月 24 日 一部改正
令和 4 年 3 月 30 日 一部改正 令和 4 年 12 月 26 日 一部改正
令和 5 年 9 月 28 日 一部改正 令和 6 年 3 月 28 日 一部改正
令和 6 年 4 月 24 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の組織及び職制について定めることを目的とする。

第 2 章 本部及び拠点

(本部)

第 2 条 研究所は、茨城県つくば市に本部を置く。

(拠点)

第 3 条 研究所は、福島県田村郡三春町に福島地域協働研究拠点を置く。

第 3 章 組織及び業務

第 1 節 企画・支援部門

(企画・支援部門の組織)

第 4 条 研究所に、企画・支援部門として、次の部を置く。

- (1) 企画部
- (2) 連携推進部
- (3) 総務部
- (4) 環境情報部

(企画部の組織)

第5条 企画部に、企画室、研究推進室、広報室及び国際室を置く。

(企画室)

第6条 企画室は、研究所の経営の基本方針の企画及び立案並びに研究所の業務の実施に係る総合調整の業務を行う（企画部の他室の所掌に係るものと除く。）。

(研究推進室)

第7条 研究推進室は、研究所の研究評価等研究の推進に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う（連携推進部の所掌に係るものと除く。）。

(広報室)

第8条 広報室は、次の業務を行う。

- (1) 研究所の広報に係る業務の企画及び立案並びにその実施に係る総合調整に関すること。
- (2) 研究成果の発信及び普及に関すること。
- (3) 国立環境研究所ホームページの管理及び運営に関すること。

(国際室)

第9条 国際室は、研究所の環境研究に関する国際交流、国際協力の推進に係る業務の企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う。

(連携推進部の組織)

第10条 連携推進部に、研究連携・支援室、外部資金室及び社会対話・協働推進室を置く。

(研究連携・支援室)

第11条 研究連携・支援室は、研究所の戦略的な研究連携及び知的財産の活用等の研究支援に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う（外部資金室の所掌に係るものと除く。）。

(外部資金室)

第11条の2 外部資金室は、外部資金を利用する研究の形成及び実施に係る支援及び受託契約（他の機関からの請負契約を含む。）に関する業務並びにそれらに係る総合調整の業務を行う。

(社会対話・協働推進室)

第12条 社会対話・協働推進室は、社会の視点を研究所の活動に反映し、相互信頼関係を醸成するための様々な主体との対話及び協働に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う。

(総務部の組織)

第13条 総務部に、総務課、人事課、会計課及び施設課を置く。

(総務課)

第14条 総務課は、次の業務を行う。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 理事長の公印及び所印の保管に関すること。
- (3) 文書の受付、配布及び保存に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事課)

第15条 人事課は、次の業務を行う。

- (1) 人事管理に関すること。
- (2) 職務能力の向上に関すること。
- (3) 表彰、栄典及び懲罰に関すること。

(会計課)

第16条 会計課は、次の業務を行う。

- (1) 収支予算、決算、資金管理及び財務諸表の作成・公表に関すること。
- (2) 契約に関すること（連携推進部外部資金室の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 固定資産、物品及び知的財産権の管理に関すること。

(施設課)

第17条 施設課は、次の業務を行う。

- (1) 調査及び研究に関する共用の施設の保守、運転及び保安に関すること。
- (2) 建築物及び設備の工事計画、設計及び施工に関すること。
- (3) 施設の利用に係るエネルギーに関すること。

(環境情報部の組織)

第18条 環境情報部に、情報システム基盤室及び研究情報室を置く。

(情報システム基盤室)

第19条 情報システム基盤室は、次の業務を行う。

- (1) 研究所の情報化に係る戦略に基づく、情報システムの整備及び管理に係る総合調整に関すること。
- (2) 情報システム基盤の整備及び管理に係る企画及びその実施に係る調整並びに運用に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策に関すること。

(研究情報室)

第20条 研究情報室は、次の業務を行う。

- (1) 環境情報の収集、整理及び提供に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整に関する

ること

- (2) 研究情報の管理、公開及び利活用に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整に関すること。
- (3) 研究データの管理基盤及び公開基盤並びに研究用計算資源に係る運営に関すること。
- (4) 図書室の管理及び運営に関すること。

第 21 条 削除

第 2 節 監査室

第 22 条 研究所に、監査室を置く。監査室は、理事長及び監事を補佐し、監査等の業務を行う。

第 3 節 研究実施部門

(研究実施部門の組織)

第 23 条 研究所に、研究実施部門として、次の領域、センター及び拠点を置く。

- (1) 地球システム領域
- (2) 資源循環領域
- (3) 環境リスク・健康領域
- (4) 地域環境保全領域
- (5) 生物多様性領域
- (6) 社会システム領域
- (7) 気候変動適応センター
- (8) 福島地域協働研究拠点

(地球システム領域)

第 24 条 地球システム領域は、地球環境保全に関し、気候変動をはじめとする地球環境問題の解決に資するため、地球システム分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 地球システム領域に、地球環境研究センター及び衛星観測センターを置く。

3 地球システム領域に、別表に掲げる室を置く。

(資源循環領域)

第 25 条 資源循環領域は、資源の持続可能な利用と国内外の廃棄物等の適正管理に資するため、資源循環分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 資源循環領域に、別表に掲げる室を置く。

(環境リスク・健康領域)

第 26 条 環境リスク・健康領域は、様々な環境要因による人の健康及び環境・生態系に及ぼす影響及び環境リスクの低減による安全確保に資するため、環境リスク・健康分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 環境リスク・健康領域に、基盤計測センター及びエコチル調査コアセンターを置く。
- 3 環境リスク・健康領域に、別表に掲げる室を置く。

(地域環境保全領域)

- 第 27 条** 地域環境保全領域は、国内外における地域環境の総合的な保全や課題解決に資するため、地域環境保全分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。
- 2 地域環境保全領域に、別表に掲げる室及び分室を置く。

(生物多様性領域)

- 第 28 条** 生物多様性領域は、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に資するため、生物多様性分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。
- 2 生物多様性領域に、別表に掲げる室及び分室を置く。

(社会システム領域)

- 第 29 条** 社会システム領域は、環境問題の根源となる人間の社会経済活動を持続可能なものにする環境と経済が両立した社会への転換に資するため、社会システム分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 社会システム領域に、別表に掲げる室を置く。

(気候変動適応センター)

- 第 30 条** 気候変動適応センターは、気候変動適応法第 11 条に基づく気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供、技術的援助及び当該業務を科学的に支援するための調査研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 気候変動適応センターに、別表に掲げる室を置く。

(福島地域協働研究拠点)

- 第 31 条** 福島地域協働研究拠点は、東日本大震災による被災地の環境復興と将来の大規模災害に備えた強靭で持続可能な地域社会構築に資するため、地域と協働して、災害環境分野の調査研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 福島地域協働研究拠点に、総務企画課を置く。
- 3 総務企画課は、次の業務を行う。
 - (1) 福島地域協働研究拠点の業務に係る企画及び調整に関すること。
 - (2) 福島地域協働研究拠点における安全衛生に関すること。
 - (3) 福島地域協働研究拠点における契約に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、福島地域協働研究拠点の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。
- 4 福島地域協働研究拠点に、別表に掲げる室を置く。

第 4 節 その他

(係の設置)

第32条 企画・支援部門及び研究実施部門に、別に定めるところにより係を置くことができる。

- 2 係の所掌業務については、別に定める。

第4章 職制

(企画部長及び次長)

第33条 企画部に、企画部長及び次長を置く。

- 2 企画部長は、企画部の業務を掌理する。
3 次長は、企画部長を補佐し、企画部の業務を整理する。

(連携推進部長)

第34条 連携推進部に、連携推進部長を置く。

- 2 連携推進部長は、連携推進部の業務を掌理する。

第35条 削除

(室長)

第36条 企画部、連携推進部及び環境情報部の室に、室長を置く。

- 2 室長は、室の業務を掌理する。

(主席企画連携主幹)

第37条 企画・支援部門に、主席企画連携主幹を置くことができる。

- 2 主席企画連携主幹は、上司の命を受けて、企画・支援部門の業務のうち重要事項に関する業務を整理する。

(企画連携主幹)

第38条 企画・支援部門に、企画連携主幹を置く。

- 2 企画連携主幹は、上司の命を受けて、企画・支援部門の業務のうち重要事項に関する業務を行う。

(総務部長)

第39条 総務部に、総務部長を置く。

- 2 総務部長は、総務部の業務を掌理する。

(課長)

第40条 総務部及び福島地域協働研究拠点の課に、課長を置く。

- 2 課長は、課の業務を掌理する。

(環境情報部長及び次長)

第41条 環境情報部に、環境情報部長及び次長を置く。

- 2 環境情報部長は、環境情報部の業務を掌理する。
- 3 次長は、環境情報部長を補佐し、環境情報部の業務を整理する。

(監査室長)

第42条 監査室に、監査室長を置く。

- 2 監査室長は、監査室の業務を掌理する。

(監査主幹)

第43条 監査室に、監査主幹を置く。

- 2 監査主幹は、監査室の業務のうち重要事項に関する業務の処理を行う。

(領域長)

第44条 領域に、領域長を置く。

- 2 領域長は、領域の業務を掌理する。

(気候変動適応センター長)

第45条 気候変動適応センターに、気候変動適応センター長を置く。

- 2 気候変動適応センター長は、気候変動適応センターの業務を掌理する。

(福島地域協働研究拠点長)

第46条 福島地域協働研究拠点に、福島地域協働研究拠点長を置く。

- 2 福島地域協働研究拠点長は、福島地域協働研究拠点の業務を掌理する。

(副領域長)

第47条 領域に、副領域長を置く。

- 2 副領域長は、領域長を補佐し、領域の業務を整理する。

(副センター長)

第48条 気候変動適応センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、気候変動適応センター長を補佐し、気候変動適応センターの業務を整理する。

(地球環境研究センター長)

第49条 地球システム領域に、地球環境研究センター長を置く。

- 2 地球環境研究センター長は、地球環境に関わる知的研究基盤整備に係る業務を掌理する。

(衛星観測センター長)

第50条 地球システム領域に、衛星観測センター長を置く。

- 2 衛星観測センター長は、温室効果ガス観測技術衛星（その後継機を含む。）に関する事業のう

ち研究所が担う業務を掌理する。

(主計調整主幹)

第 50 条の 2 衛星観測センターに、主計調整主幹を置く。

- 2 主計調整主幹は、上司の命を受けて、衛星観測センターの業務のうち重要事項に関する業務（連携推進部外部資金室及び総務部会計課が行う業務に係るものに限る。）を整理する。

(基盤計測センター長)

第 51 条 環境リスク・健康領域に、基盤計測センター長を置く。

- 2 基盤計測センター長は、環境標準試料及び計測技術基盤に関する業務を掌理する。

(エコチル調査コアセンター長及び次長)

第 52 条 エコチル調査コアセンターに、エコチル調査コアセンター長及び次長を置く。

- 2 エコチル調査コアセンター長は、子どもの健康と環境に関する全国調査の業務を掌理する。
3 次長は、エコチル調査コアセンター長を補佐し、エコチル調査コアセンターの業務を整理する。

(プログラム総括)

第 53 条 研究プログラムに、プログラム総括を置くことができる。

- 2 プログラム総括は、プログラムの業務を整理する。

(研究グループ長)

第 54 条 福島地域協働研究拠点に、研究グループ長を置く。

- 2 研究グループ長は、福島地域協働研究拠点長を補佐し、福島地域協働研究拠点の研究業務を整理する。

(上級主席研究員)

第 55 条 研究実施部門に、上級主席研究員を置くことができる。

- 2 上級主席研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の業務のうち重要事項に関する業務を整理し、又は研究実施部門の特に重要な研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(研究調整主幹)

第 56 条 研究実施部門に、研究調整主幹を置くことができる。

- 2 研究調整主幹は、上司の命を受けて、研究実施部門の業務のうち重要事項の調整に関する業務を行う。

(室長及び分室長)

第 57 条 研究実施部門の室及び分室に、室長及び分室長を置く。

- 2 室長は、室の業務を掌理する。

3 分室長は、分室の業務を掌理する。

(主席研究員)

第 58 条 研究実施部門に、主席研究員を置くことができる。

2 主席研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の重要な研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(上級主幹研究員)

第 58 条の 2 研究実施部門に、上級主幹研究員を置くことができる。

2 上級主幹研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の特に重要な特定の研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(主幹研究員)

第 59 条 研究実施部門に、主幹研究員を置くことができる。

2 主幹研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の重要な特定の研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(主任研究員)

第 60 条 研究実施部門に、主任研究員を置くことができる。

2 主任研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の特定の研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(課長補佐)

第 61 条 総務課、人事課、会計課及び施設課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐し、係長を指揮監督し、課の業務の処理を行う。

(室長補佐)

第 62 条 企画部、連携推進部、環境情報部、エコチル調査コアセンター及び気候変動適応センターの室に、室長補佐を置くことができる。

2 室長補佐は、室長を補佐し、係長を指揮監督し、室の業務の処理を行う。

(専門職)

第 63 条 課及び室に、別に定めるところにより専門職を置くことができる。

2 専門職は、別に定めるところにより課又は室の業務の一部を分掌する。

(主査)

第 64 条 課及び室に、主査を置くことができる。

2 主査は、課又は室の業務の一部を分掌する。

(係長)

第65条 係に、係長を置く。

2 係長は、係の分掌業務を処理する。

(主任)

第66条 係に、主任を置くことができる。

2 主任は、係長を助け、係の業務を処理する。

第5章 参与等

(参与)

第67条 研究所に、その業務の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じさせるため、参与を置くことができる。

2 参与は、理事長が委嘱する。

(連携研究グループ長)

第68条 研究所に、その研究業務のうち理事長が指定する業務を担わせるため、連携研究グループ長を置くことができる。

2 連携研究グループ長は、理事長が委嘱する。

(委員会)

第69条 研究所に、業務上の特定事項について調査及び審議するため委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、構成等は別に定める。

3 委員会の委員は、理事長が任命する。

(雑則)

第70条 この規程に定めるもののほか、研究所の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成22年4月12日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成 23 年 7 月 8 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 23 年 7 月 8 日から施行する。

改正附則（平成 24 年 3 月 22 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 24 年 9 月 7 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。

改正附則（平成 25 年 3 月 27 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 1 月 10 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 28 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 29 年 3 月 23 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 30 年 3 月 15 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 30 年 11 月 9 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 31 年 3 月 26 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 3 月 24 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 4 年 3 月 30 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 4 年 12 月 26 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 5 年 9 月 28 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 6 年 3 月 28 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 6 年 4 月 24 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第24条から第31条関係）

区分	所属室名
地球システム領域	物質循環観測研究室 地球大気化学研究室 大気遠隔計測研究室 衛星観測研究室 物質循環モデリング・解析研究室 気候モデリング・解析研究室 地球システムリスク解析研究室
地球環境研究センター	大気・海洋モニタリング推進室 陸域モニタリング推進室 地球環境データ統合解析推進室
衛星観測センター	
資源循環領域	資源循環社会システム研究室 国際資源持続性研究室 資源循環基盤技術研究室 試験評価・適正管理研究室 廃棄物処理処分技術研究室
環境リスク・健康領域	生態毒性研究室 曝露影響計測研究室 生態系影響評価研究室 リスク管理戦略研究室 統合化健康リスク研究室 病態分子解析研究室 生体影響評価研究室 曝露動態研究室 環境疫学研究室 環境リスク科学的研究推進室
基盤計測センター	環境標準研究室 計測化学研究室
エコチル調査コアセンター	研究事業室
地域環境保全領域	大気モデリング研究室 広域大気研究室 湖沼河川研究室 海域環境研究室 土壤環境研究室 環境管理技術研究室 琵琶湖分室（生物多様性領域と共に管）

生物多様性領域	生物多様性評価・予測研究室 生態リスク評価・対策研究室 環境ストレス機構研究室 生態系機能評価研究室 生物多様性保全計画研究室 生物多様性資源保全研究推進室 環境ゲノム研究推進室 琵琶湖分室（地域環境保全領域と共に管）
社会システム領域	地球持続性統合評価研究室 脱炭素対策評価研究室 システムイノベーション研究室 地域計画研究室 経済・政策研究室
気候変動適応センター	気候変動適応推進室 気候変動影響観測研究室 気候変動影響評価研究室 気候変動適応戦略研究室 アジア太平洋気候変動適応研究室
福島地域協働研究拠点	廃棄物・資源循環研究室 環境影響評価研究室 地域環境創生研究室 地域協働推進室